

第1編 社会科学 政治

第1章 政治体制

第1. 選挙

1 意義

選挙とは、国民の政治的代表や特定の役職につく者を、投票などにより選出することをいう。日本国憲法においては、15条1項により選挙権・被選挙権が保障されている（三井美唄労組事件／最大判昭43.12.4）。

2 選挙の基本原則

近代における選挙法は、選挙の自由・公正と効果的な代表の選出を実現するため、選挙に関する基本原則を採用してきた。具体的には、①普通選挙、②平等選挙、③自由選挙、④秘密選挙、⑤直接選挙である。

原則	意義	憲法上の規定の有無
普通選挙	財力(財産や納税額)を選挙権の要件としない制度をいう。 ⇔制限選挙※1	○(憲法15条3項、44条)
平等選挙	選挙人の間で選挙権の平等が保障されている選挙のことをいう(一人一票の原則)。	○(憲法14条)
自由選挙	棄権しても罰金や公民権の停止、氏名の公表などの制裁を受けない制度をいう(任意投票制)。	×
秘密選挙	誰に投票したかを第三者が知ることができないことが保障された上で、選挙人が投票することができる制度をいう。	○(憲法15条4項)
直接選挙	選挙人が議員を選挙する選挙のことをいう。 ⇔間接選挙※2	×

※1 制限選挙とは、財力を選挙権の要件とする制度をいう。

※2 間接選挙とは、選挙人は中間選挙人を選挙するだけで、中間選挙人が議員を選挙することをいう（例：アメリカの大統領選挙）。

3 選挙制度

選挙制度には様々な種類があり、いずれにも長所・短所が存在する。そのため、各国がその選挙制度を工夫して定めており、2つとして同じものはないといってもよいほどである。

(1) 小選挙区制

小選挙区制とは、各選挙区から1人の議員のみを選出する制度である。選挙結果が国民の支持率の変化を大幅に上回る議席差になってあらわれる傾向にあり、大差で政権の変化が起こりやすい。

(2) 大選挙区制

大選挙区制とは、各選挙区から2人以上の議員を選出する制度である。

(3) 比例代表制

比例代表制とは、各党派の得票数に比例して議席の配分が行われる制度である。

選挙区制	長所	短所
小選挙区制	①大政党に有利である ②政局が安定しやすい ③選挙民が候補者を理解しやすい ④選挙費用が少なくて済む	①小政党に不利である ②死票が多い ③買収など不正投票が増えやすい ④ゲリマンダーのおそれがある
大選挙区制	①小政党にも当選が可能である ②死票が少ない ③人物選択の範囲が広い ④買収などの減少が期待できる	①小党分立になりやすい ②政局が不安定になりやすい ③候補者を理解しにくい ④多額の選挙費用がかかる
比例代表制	①政党本位の選挙である ②死票が少ない ③民意が選挙に反映される	①小党分立になりやすい ②政局が不安定になりやすい ③人物よりも政党中心になる

4 日本の選挙制度（国政選挙）

日本の場合、衆議院と参議院で異なる選挙制度を採用している。

(1) 衆議院 小選挙区比例代表並立制

衆議院議員の選挙では、「小選挙区制」と「比例代表制」の混合制を採用している。衆議院議員の定数は465名であり、そのうち289名が「小選挙区制」により選出され、176名が「比例代表制」により選出される。

「比例代表制」の名簿には、拘束名簿式が採用されている。拘束名簿式とは、有権者は政党名を書いて投票し、各政党の得票数に応じて当選者数が比例配分され、各政党があらかじめ提示している候補者名簿の順位によって当選者が決まる制度である。

(2) 参議院 選挙区と比例代表制

参議院議員の選挙では、「(都道府県の範囲を選挙区とする)選挙区制」と「比例代表制」を採用している。参議院議員の定数は248名であり、そのうち148名が「選挙区制」により選出され、100名が「比例代表制」により選出される。

「比例代表制」の名簿には、非拘束名簿式が採用されている。非拘束名簿式とは、まず政党は当選順位を決めずに候補者の名簿を提出し、有権者は政党の名前か候補者の名前のいずれかを書いて投票することができる制度である。政党の得票総数は、「政党名で投票された数」と「候補者名で投票された数」の合計である。各政党の当選者数はドント式配分方法により決められ、政党内での当選者は各候補者の個人名での得票数により決定される。

	衆議院	参議院
選挙制度	小選挙区比例代表並立制	選挙区と比例代表制
選挙区	小選挙区(289名)	都道府県ごと※1の選挙区(148名)
比例代表	全国11ブロック(176名)	全国区(100名)
任期	4年(ただし解散あり)	6年(3年ごとに半数改選)
被選挙権	満25歳以上	満30歳以上
比例代表名簿	拘束名簿式	非拘束名簿式
重複立候補※2の可否	○	×

※1 ただし、「鳥取県・島根県」「徳島県・高知県」はそれぞれ2県の区域が選挙区となる(合区)。

※2 重複立候補とは、ある候補者が「選挙区」と「比例代表」の両方に重複して立候補することをいう。

5 一票の格差（議員定数の不均衡）

(1) 意義

選挙人である国民の選挙権には、平等の価値が認められている（平等選挙）。しかし、実際は、国会議員の選挙において、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、そのために人口数（または有権者数）との比率において、選挙人の投票価値（一票の重み）に不平等が生じている。この問題を、一票の格差（議員定数不均衡）の問題という。

(2) 最高裁判所の判断

国は、一票の格差（議員定数不均衡）の問題に対応すべく、選挙制度に関し様々な変更を行ってきた。しかし、問題の抜本的な解決に至っていないのが現状である。なお、近年行われた選挙における最大較差は、衆議院議員総選挙ではおよそ2倍程度、参議院通常選挙ではおよそ3倍程度で推移している。

現行の選挙制度になって以降は、最高裁判所による違憲判決は未だないが、近年は「違憲状態」と判断し、早期の解決を促している。

(3) 近年の選挙制度の改正

ア 衆議院

2016年（平成28年）5月、公職選挙法が改正された。この改正は、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数、2020年（令和2年）以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を目的として行われた。

改正の内容		ポイント
①	衆議院議員の定数を10減ずる(小選挙区6減、比例代表4減)	衆議院議員の定数が「475」から「465」に減少した(小選挙区は「295」から「289」に、比例代表は「180」から「176」となった)。
②	比例ブロックの定数配分につき、アダムズ方式※を導入する	アダムズ方式とは、都道府県ごとの人口比に基づいて定数配分を決める方式で、都道府県のそれぞれの人口をある数で割り、出た商の小数点以下を切り上げて定数を決めるものである。

※ アダムズ方式は小数点以下を切り上げるため、人口が0でなければ議席が割り振られることとなる。「国民が1人でもいる以上、代表を出す権利を完全に奪うべきでない」という考えで、人口の少ないところに有利に働くというのが最大の特徴である。さらにアダムズ方式は、他の方法と比べ、最大格差が小さいという特徴もある。

アダムズ方式を衆議院の選挙制度に組み入れることにより、今後人口が変動した際には、自動的に各都道府県に議席が割り振られ、選挙の公平性が高まるというメリットもあるが、地方に有利とはいえ、実際には多くの県で議席が削減されることになり、「地方の切り捨てにつながる」との指摘もある。

イ 参議院

2018年(平成30年)7月の通常国会において、参議院議員の選挙制度の改正を内容とする改正公職選挙法が成立した。この改正法は、2019年(令和元年)7月に実施する予定の参議院議員通常選挙から適用されている。

改正法の内容及びポイントは、以下のとおりである。

改正の内容		ポイント
①	参議院の総定数は6増となり、「248」となった	- 選挙区の定数が2増となり、「148」となった(埼玉選挙区の定数が2増となり、8となった) - 比例代表の定数が4増となり、「100」となった
②	比例代表制において「特定枠」が創設された	「特定枠」とは、政党ごとの候補者名簿に設けられるもので、比例代表制における他の候補者より当選が優先されるという仕組みである - 特定枠に設定する候補者の数は、各政党が自由に決定することができる

6 選挙に関する最高裁判所の判断

(1) 外国人の参政権

参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上、当該国家の国民にのみ認められる権利であるとされている。したがって、日本国憲法による参政権の保障は、外国人には及ばないとされている。

もっとも、判例は、在留外国人のうちで永住者等、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つものについて、法律により、地方公共団体の長やその議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されていないとしている（最判平 7. 2. 28）。

(2) 在外日本国民の選挙権

選挙全体への参加を認めていなかった平成 10 年改正前の公職選挙法、および比例代表制のみ参加を認めていた平成 10 年改正公職選挙法の規定のいずれも、違憲であると判断された（最大判平 17. 9. 14）。また、国会の立法不作為を、最高裁判所として初めて認めた（同判例）。

(3) 一人別枠方式

一人別枠方式とは、衆議院の小選挙区の議席を、まず 47 都道府県に 1 議席ずつを別枠として割り当て、残りの議席を人口に比例して配分する方式をいう。人口の少ない地方に比例配分より多めに議席を配分し、過疎地の国民の意見も国政に反映させることを目的として導入された。

しかし、2009 年（平成 21 年）8 月の第 45 回総選挙について、最高裁判所（最大判平 23. 3. 23）は、最大格差 2. 30 倍であったこの選挙につき「違憲状態」とであると判断し、「1 人別枠方式」は合理性を失ったと判断したうえで、国会に対し区割り見直しなどの是正を求めた。この判決を受け、2012 年（平成 24 年）に公職選挙法が改正され、一人別枠方式は削除された。

7 政党

(1) 意義

政党とは、国民の意思を政治に反映させるために、主義や主張を同じくする者同士が政権獲得を目指して団結した政治集団である。

(2) 政党制

政党制には、①二大政党制、②多党制、③一党制がある。

政党制	意義	代表的な国家
二大政党制	議会制民主主義のもとで、2つの大政党が政権獲得を競合し合う政治状態のことをいう。	アメリカ(共和党と民主党) イギリス(保守党と労働党)
多党制 (小党分立制)	多数の政党が政権獲得を目指して競合する政治状態のことをいう。	フランス、ドイツ、イタリア、 日本など
一党制	1つの政党のみが政党として認められ、他の政党の存在が否定されている政治状態のことをいう。複数政党の存在や多元主義が認められず、共産主義や全体主義下のようない党独裁制になる。	中国 キューバなど

政党制	長所	短所
二大政党制	①政局が安定する ②有権者の選択が容易である	①多様な意見の反映が難しい ②極端に異なる政策が出づらくなる ③政権交代で一貫性が失われる
多党制 (小党分立制)	①多様な民意の範囲ができる ②連立政権により、政策の弾力化と腐敗の防止ができる	①政局が不安定になりやすい ②強力な政策の実行が難しい ③政治責任の所在が不明確になる
一党制	①政局が安定し、長期化する ②強力な政治の実現ができる ③政策の連続性が図れる	①少数幹部による独裁のおそれ ②政策が固定化、世論無視のおそれ ③官僚主義化、腐敗の発生

第2. 主要国の政治体制

1 議院内閣制

議院内閣制とは、議院（特に下院）の信任に基づき内閣が存立する制度である。内閣が、議会に対して責任を負うことから責任内閣制ともいう。

首相（内閣総理大臣）は、議会（下院）によって選ばれ、首相及び内閣は議会に対して責任を負い、議会で不信任案が可決されれば、内閣は総辞職か議会の解散で対応することになる。

議院内閣制は、イギリスや日本で採用されている政治体制である。

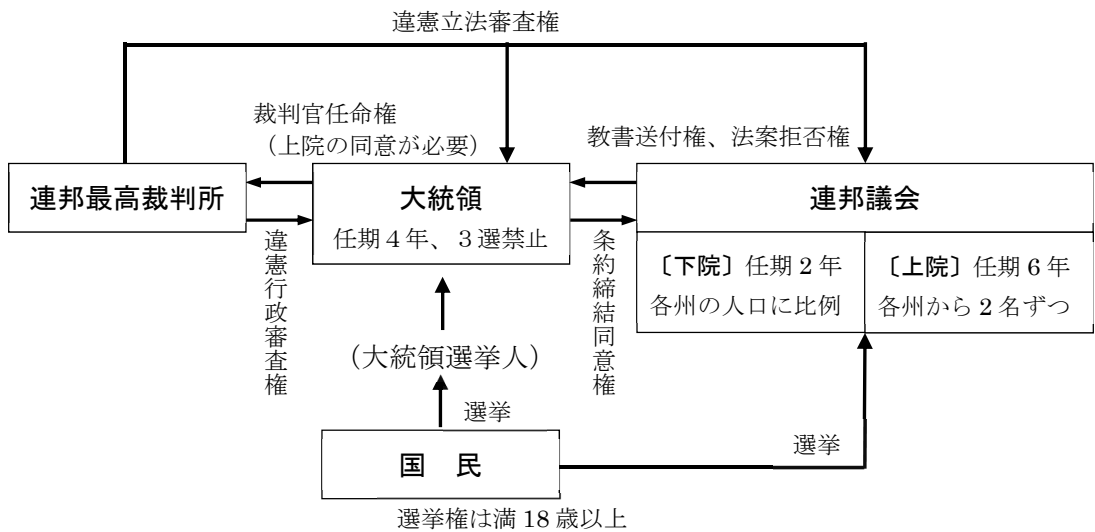
2 大統領制

大統領制とは、元首または行政府の長としての大統領を国民の選挙により選出し、他の国家権力に対して独立性を持たせる制度である。

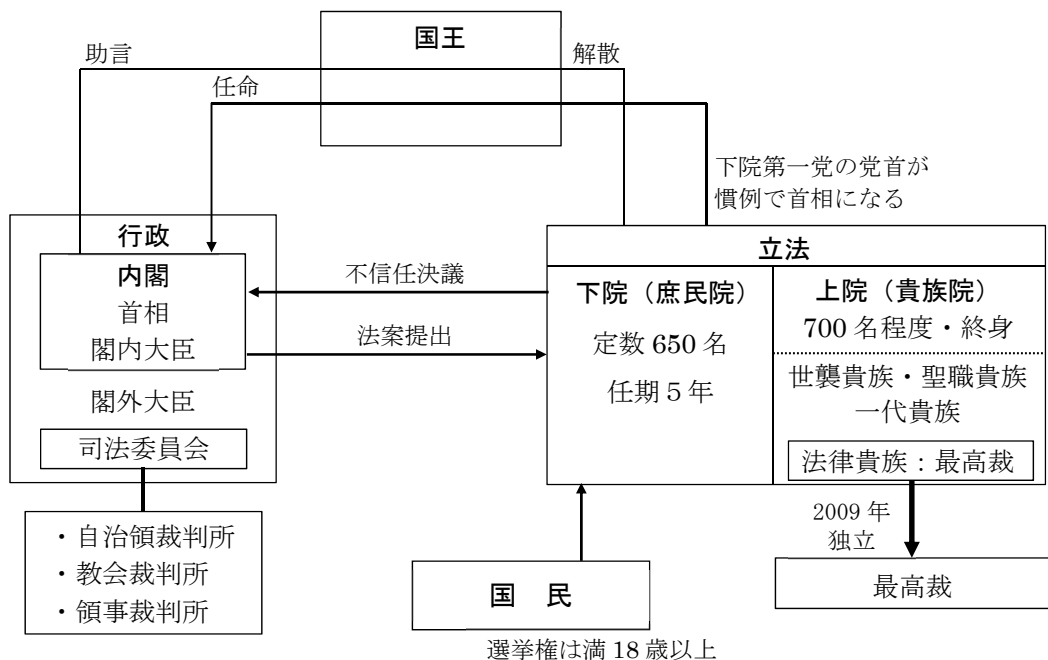
大統領制は多様な類型があり、大統領が議会から独立して行政府を組織するもの（例：アメリカ）や、元首としての地位を優先させ、その下に議院内閣制を構成するもの（例：ドイツ）などがある。

3 主要国の政治体制

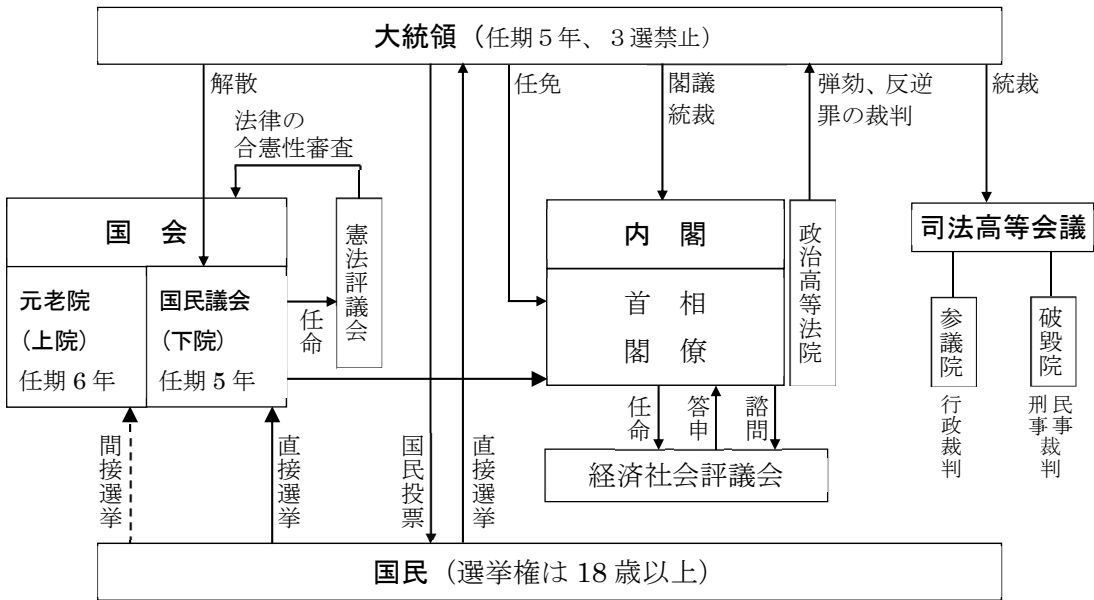
(1) アメリカ



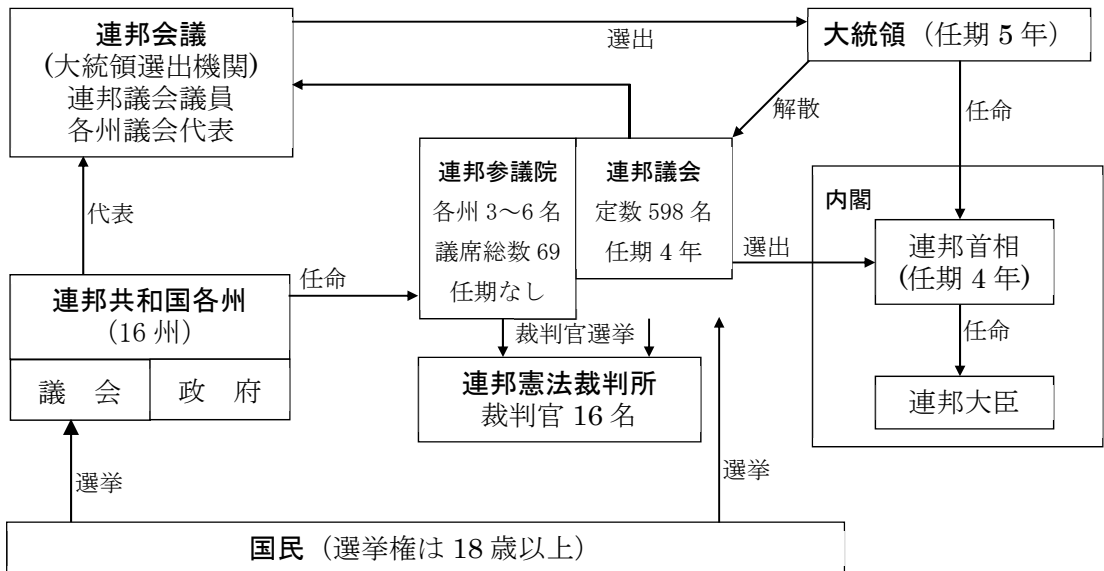
(2) イギリス



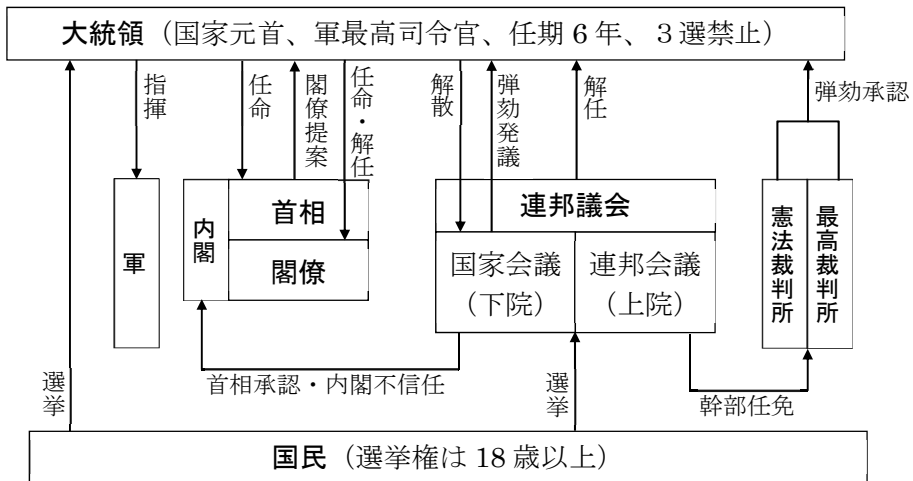
(3) フランス



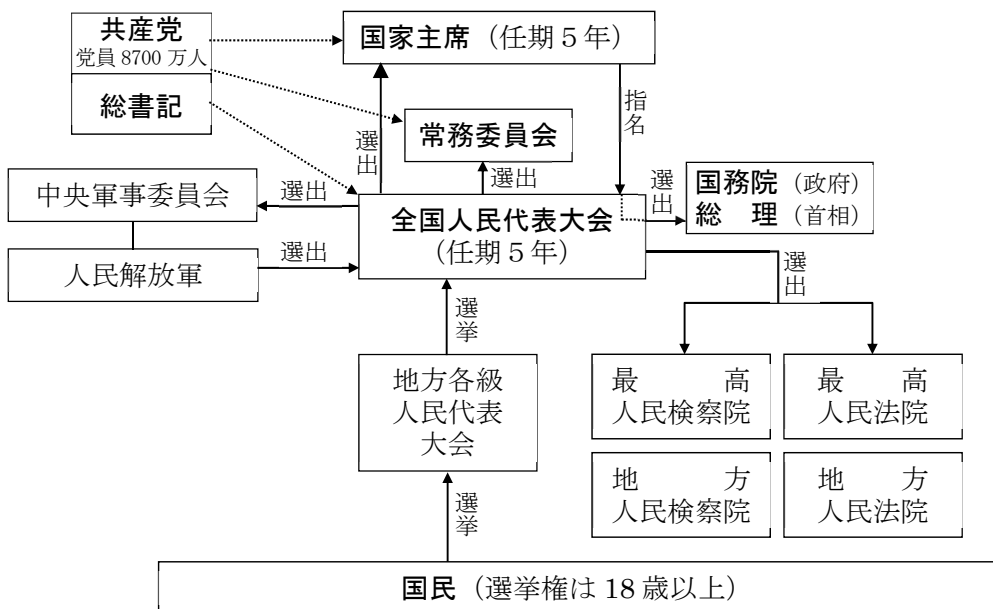
(4) ドイツ



(5) ロシア連邦



(6) 中華人民共和国



第3. 行政に関する諸問題

1 代表民主制（間接民主制）

代表民主制（間接民主制）とは、国民が直接選んだ代表者（議員）を通じて、議会において間接的に国民の意思を国家意思の決定と執行に反映させる仕組みをいう。

国民主権の下においては、本来であれば、国民が直接政治に参加すべきであるといえる。しかし、参政権を持つ国民が多くなった近代以後の国家において、全国民が直接政治に参加することは困難である。そこで、議員その他の代表を媒介として政治に参加する形式が採られるようになった。

2 行政国家現象

現代の国家は、治安の維持や国防だけでなく、経済政策や労働、教育、文化、社会保障、公共事業などの分野も担当することとなり、その範囲が拡大し、高度化・専門化していくようになった（行政の肥大化）。

その一方で、議会は、複雑・多岐にわたる活動に対応することが難しくなっていた。法案の作成については、高度な専門的・技術的知識が必要となるため議員だけでは行うことができず、専門的・技術的知識を有する官僚が作成するようになった。また、法律の内容も、原則論だけを規定し、具体的な運用については専門的知識を有する行政担当者に委任するようになった（委任立法）。

このように、国家活動の増大と行政権の肥大化だけでなく、現代の行政は専門化・複雑化している一方で、議会のコントロールが低下し及ばなくなっていることから、行政権を行使する内閣・官僚の権限が強くなり、国民の代表者で構成される議会よりも権限が優越する状態にあるといえる（行政国家現象）。